

2023年2月21日

岡山県知事殿

住所 岡山市北区岩井2丁目5-27
氏名 中島純男

生活保護費減額は人権問題です、直ちにもとに戻してください

私は現在、岡山県人権連の責任者として、地域人権運動の拡がりをめざして仲間と共に奮闘しています。人権連の前身の組織、全解連は21世紀に部落差別を持ち越さない、という目標をもって運動を展開してきました。

戦後の憲法に保障された基本的人権を現実のものにするとりくみ、それは仕事をよこせ、住まいは人権、就職差別をなくせ、営業を守れ、いのちと暮らしを守れ、などと憲法に示された生存権、平等権、そして自由権を具現化するための運動でした。

そのとりくみを通じて、部落問題解決にむけた特別措置法が制定され、1969年から、地域的な環境整備事業や奨学金制度や技能習得資金給付事業などの個別個人にむけた対策が33か年積み重ねて展開され、実態的差別はほぼ解消したとして2002年3月をもってその特別措置は終結しました。

部落問題について正しい理解をはぐくむ取り組みには、思想・良心の自由(憲法19条)、信教の自由(20条)、表現の自由(21条)などの自由権の保障が大前提です。それは、内心の自由を保障するために、国などの権力が干渉することを禁止することが原則、人々の間での問題惹起は「教育的」「話し合い」により理解を高めていくことでのみ、相互での理解は深まりません。

しかし、生存権などの社会権は、これとは異なり、国などに積極的に施策を求めるものです。

憲法第25条、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

これは国民の権利と国の責務を明記しています。

もともと、近代の憲法は自由権を保障するために作られ、発展してきましたが、資本主義が発達する中で、自由権を保障するだけでは、本当の意味で個人の自由や尊厳を守ることができないことが意識されるようになりました。

そして、日本国憲法が制定されるにあたり、個人の尊厳(憲法13条)を確保するために、生存権が人権として保障されることになったのです。生存権は憲法が保障した人権です。

国民生活最低限の保障、ナショナル・ミニマム、それは

①最低賃金を含む雇用条件、②余暇とレクリエーション、③健康、衛生的環境と医療サービス ④教育、の分野で政府と自治体が維持することが、近代社会の社会的基礎だと主張されてきた歴史があります。

憲法25条の生存権保障を最終的に担保するために設けられているのが生活保護制度です。

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」もこれだけでは具体的内容が分かりませんが、当然ナショナル・ミニマムのもと、厚生労働大臣が定める生活保護基準という

形で具体的に示されることとなります。

2013 年度からの生活保護基準引き下げは、過去最大の下げ幅（平均 6.5%、最大 10%）で、生活保護を利用する 96%の世帯が削減されるという大きな影響を与えました。

一般世帯や収入下位 20%の一般世帯、生活保護世帯のそれぞれの消費額と比較して決められていた生活扶助費の額の算定方法を、下位 10%の低所得者層との比較に変更したのがこのときです。これによって出した数字を根拠に 10%の削減が決められたのです。当時も、生活保護基準以下の低所得世帯の消費額と比較することの意味が大きく問われ、これを違法として国を訴える裁判が現在でも全国各地で行われています。

これらは生活保護基準部会における検証結果を正しく踏まえておらず、基準部会など専門家による吟味を一切経ていません。また、生活扶助相当消費者物価指数は、2つの異なる算式を使い、電気製品（特にデジタルテレビ）の値下がりが増幅する計算をし、物価高騰の 2008 年を起点としたため下落率が増幅するなど「物価偽装」とも言えるほどの問題点が明らかになりました。

ですから、現在東京、大阪地裁を含む 5 つの地方裁判所で原告が勝利しています。

しかし、さらに追い打ちをかけるように削減が続き、生活保護を利用する人たちの生活は、惣菜の量を減らす、風呂の回数を減らす、友人などとの付き合いを減らすなど、厳しい生活がさらに厳しくなっています。

2018 年 10 月から 3 年間かけて、平均 1.8%、最大 5%、160 億円が引き下げられましたが、その根拠にした「水準均衡方式」、これは高度成長期から、生活保護基準は低所得層と均衡することを目指して設計されてきたものですが、低成長、経済縮小の時代に入った今、低所得層の実入りは確実に苦しくなっており、そこと均衡させれば生活保護基準も下げざるを得ない。それは、マイナスの連鎖を引き起こしていることとなります。

また、厚労省が根拠とする「全国消費実態調査」の限界も指摘されています。調査期間や回収率、補正の必要性などの点で、信頼に値するデータとなっていないと批判されています。

生活保護基準とは、生きていく上での最低限必要な生活費の水準を指します。

生活保護世帯は、2017 年 10 月時点で約 212 万人、2018 年は約 209 万人、2020 年 10 月では 205 万人と減少してきています。意図的な生活保護バッシング、自治体の抑制政策があり、貸し付けで応急対応していることや、保護費の連続引き下げで、受給しても生活は苦しくなるだけということも含めて、忌避感情を煽られ制度自体を知らないケースも増えているのではないかとされています。

先日の朝日訴訟の会総会の記念講演では、抑制する自治体の例として、二人世帯なのに一人分しか支給しなかった八尾市、認知症を有症している老親に 50 代の子の引き取りを強要して半年間も保護しなかった生駒市、保護申請時に支援者同席を拒否した亀岡市、議員が申請時に同行したことで議会で懲戒を受けている香芝市、自動車保有の障害者が買い物に使ったという理由で保護停止にした鈴鹿市、などをあげられました。

生活保護基準の引き下げは生活保護を受けていなくても、所得が少なくなった場合に利用できる制度はたくさんあり、その多くの受給要件が生活保護基準をもとに決められています。

自治体によって異なりますが、例えば、小学校や中学校への就学援助を受けられる世

帯は、所得水準が生活保護基準の 1.3 倍以下などと決められています。つまり、生活保護基準が引き下げられれば、就学援助が受けられる所得水準も引き下げられ、これまで受けていた就学援助を受けられなくなる世帯が出てくるのです。

また、住民税の非課税基準も同様に下がるため、今まで課税されなかった人が課税されることにもなります。加えて、保育料や医療費、介護保険料などの非課税世帯に対する措置も対象から外れるので、さらに負担は増えることになります。

このように、生活保護基準の見直しは、生活保護世帯に対する影響はもちろんですが、関連制度利用者への影響の大きさに注意すべきです。これによって生活に影響が出る人は、生活保護受給者を含めて、約 3000 万人にも及ぶと言われています。生活保護基準を下げることは、支援の対象者を減らすことであり、生活が苦しくても法的には困窮者とは認められなくなることを意味します。

2018 年の減額は額面で 160 億円ほどの財源が浮くと試算されていますが、関連する制度の引き下げ分も加えると、さらにその 10~20 倍になるのではないかとされています。まさに、政府の狙いは、対象者の少ない生活保護基準を引き下げることによって関連制度の基準も引き下げ、社会保障費全体を削ることだと言えます。

最後にもう一度述べますが、生活保護基準とは、生きていく上での最低限必要な生活費の水準、ナショナル・ミニマムです。それは「ぎりぎり死なない程度に食事が摂ればいい」という意味ではありません。憲法 25 条で保障しているのは、「健康で文化的な最低限度の生活」ができる水準です。誰かとたまには映画を観たり、外食したりできる暮らしです。親戚や友人の交誼交際まで控えなくてはならないような生活は、決して健康で文化的な最低限度の生活とは言いません。電気代金が重たくのしかかり暖房もなかなか使わない暮らしは高齢者にとって命とりにもなりかねません。

私人間、市民の間での連帯感をはぐくむことは、社会的に互いに個人の尊厳を大切にしようという感情や世相を醸成していくこととなります。封建的な時代の残りかすのような「差別意識」解消にとってもとても大切なことです。私人間での無毛な対立や分断を許さない、誰一人取り残させない社会をつくり上げていくうえでも、バッシングによる排除、あるいは忌避感情を生じさせる「劣等処遇」の対応は直ちにやめさせなくてはならない、行政上の課題です。

利用者や国民に理解が得られない、根拠のない生活保護基準の引き下げは、生活保護利用者への人権侵害でもあります。直ちに、基準額を元に戻すことを重ねて要請し意見陳述とします。